

贈与支援サービス（現金贈与）利用規程

第1条（規程の趣旨）

本規程は、お客様と松井証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の資金移動業に係る為替取引（以下「本サービス」といいます。）に関する取り決めです。

2. 本規程に特段定めがない事項は、松井証券取引規程によるものとします。

第2条（本サービスの申込み）

以下の基準をすべて満たすお客様が、当社に対して本サービスを利用した贈与を申し込むことができます。

- (1) すでに松井証券口座を開設していること
- (2) 本規程、贈与支援サービス取引ルールを確認し、内容をご理解いただいていること
- (3) 贈与報告書などの書面の電子交付にご承諾いただいていること

2. 以下の基準をすべて満たすお客様が、当社に対して本サービスを利用した受贈を申し込むことができます。

- (1) すでに松井証券未成年口座を開設していること
- (2) 本規程、贈与支援サービス取引ルールを確認し、内容をご理解いただいていること
- (3) 贈与報告書などの書面の電子交付にご承諾いただいていること

第3条（銀行等が行う取引ではないこと等の説明）

お客様は、本サービスについて次に掲げる事項を理解したうえで本サービスを利用するものとします。

- (1) 銀行等が行う為替取引ではないこと
- (2) 預金もしくは貯金または定期積金等を受け入れるものではないこと
- (3) 預金保険法第53条または農水産業協同組合貯金保険法第55条に規定する保険金の支払の対象とはならないこと
- (4) 資金移動業における利用者保護のための制度として履行保証金制度が設けられていること
- (5) 当社が毎週金曜日を基準として履行保証金を算定し、基準日から三営業日以内に東京法務局に供託を行っていること
- (6) 本サービスを利用して現金を贈与するお客様（以下「贈与者」といいます。）は、本サービスを利用して現金を受贈するお客様（以下「受贈者」といいます。）が当該贈与を承諾するまでの間、本サービスに係る資金決済法第59条に基づく履行保証金についての権利の実行手続において、還付を受けられる権利を有すること
- (7) 当社は第二種資金移動業を営む資金移動業者であること

第4条（資金移動）

贈与者は、松井証券口座でお預りしている現金の範囲内で、金額および受贈者を指定し、資金移動の申込を行います。

2. 当社は、贈与者からの申込を受贈者が承諾したことをもって、資金移動の依頼を受け付けるものとします。
3. 贈与者は、当社による依頼の受付後、当該依頼を取消すことができません。

第5条（標準履行期間）

当社は、依頼の受付後すみやかに、贈与者の松井証券口座から当該贈与に係る資金を引き出し、受贈者の松井証券口座に振り替えます。

第6条（手数料）

本サービスの利用にかかる手数料は無料です。

第7条（資金移動の状況の確認方法）

お客様は、会員画面において、資金移動の状況を確認することができます。

2. 当社は、資金移動が完了したときは、遅滞なく、お客様に対して、贈与報告書を交付します。

第8条（本サービスの利用の禁止または制限）

次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するとき、当社はおお客様による本サービスの利用を禁止または制限できるものとします。

- (1) お客様が本規程、松井証券取引規程、当社の定める取引ルール、または法令等に違反した場合
- (2) 松井証券取引規程に定める口座の解約事由または利用制限事由に該当した場合
- (3) お客様が本サービスを利用して不正な取引を行ったこと、または行おうとしていることが判明した場合

第9条（苦情または相談）

お客様からの本サービスに係る苦情または相談は、別紙に定める方法で受け付け、対応を行うものとします。

第10条（不正使用に関する補償および公表）

当社は、当社の故意または重過失によってお客様の意思に反して本サービスが不正に使用されたと当社が判断した場合で、お客様が以下に掲げる各号の手続きを行ったときは、原則として当該不正使用により生じた損害の額に相当する金額を補償します。

- (1) 損害を認識した際、第3項に定める窓口へ直ちに申告すること
 - (2) 警察へ被害の届出を行うこと
 - (3) 被害拡大の防止措置及び事実確認、被害状況等の調査に協力すること
2. 次に掲げる各号に該当すると当社が判断したときは補償額を減額するまたは補償を行わない場合があります。
- (1) 通信の傍受、盗聴、窃取、詐欺、他人に推測されやすい番号のご使用等による会員ID、会員パスワード、取引暗証番号の漏洩など、お客様の故意または重過失に起因する不正使用であると認められる場合
 - (2) お客様の家族等が行った不正使用である場合
 - (3) お客様からの申告内容が虚偽である場合
 - (4) 当社が不相当と判断する場合
3. 補償に関するお客様からの申告は別紙に定める方法で受付け、対応を行うものとします。
4. 本サービスに関して不正使用が発生した場合またはそのおそれがある場合について、当該不正使用の実態を踏まえ、被害の拡大（二次被害）を防止する必要があると判断したとき、類似の事案の発生を回避するために有益であると判断したとき、または被害額や件数等の事情において社会的な影響が大きいと認められたときは、すみやかに必要な情報を公表するものとします。

第11条（規程の改定）

本規程の改定に関する取扱いは、松井証券取引規程の定めを準用します。

第12条（準拠法、合意管轄）

本契約に関する準拠法は日本国法とします。

2. お客様と当社の本サービスに係る訴訟については、当社本店所在地管轄の地方裁判所または簡易裁判所を専属の管轄裁判所とします。

以上
2021年5月

別紙 苦情・相談の取扱いについてのご説明

1. 取扱方針

お客様から承った苦情・相談は、次に掲げる方針に従って取扱います。

- (1) お客様の立場を尊重し、迅速、誠実、公平かつ適切に対応を行います。
- (2) お客様に対して対応の進行に応じた適切な説明を行うとともに、可能な限りお客様のご理解とご納得を得て解決することを目指します。
- (3) 社内での対応により苦情の解決を図ることができない場合その他適切と認める場合には、お客様に外部の紛争解決機関を紹介し解決を図ります。

2. 対応体制

当社は、お客様から承った苦情・相談に、次に掲げる体制で対応します。

- (1) 苦情・相談は、松井証券お客様相談室で受け付け、対応します。
- (2) 松井証券お客様相談室は、必要に応じてコンプライアンス担当部署と連携して対応にあたります。
- (3) 当社の業務方法に重大な不備・不足があった場合、コンプライアンス担当部署は担当部署と協力して適切な処置を講じます。

3. 苦情・相談のお申し出先

苦情・相談は、松井証券お客様相談室までお申し出ください。

松井証券お客様相談室	
電話	0120-953-606／03-6387-3626
お客様サイト	お客様サイト内【ホーム】－【お問い合わせ・回答】
所在地	〒102-8516 東京都千代田区麴町 1-4 半蔵門ファーストビル

4. 外部機関

当社は、次の弁護士会の仲裁センター・紛争解決センターと本サービスに関する紛争の解決について協定を締結しており、お客様は、これらの機関を利用することができます。

協定締結機関	
東京弁護士会 紛争解決センター	電話 03-3581-0031
第一東京弁護士会 仲裁センター	電話 03-3595-8588
第二東京弁護士会 仲裁センター	電話 03-3581-2249

以上

2022年4月